

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（附則第五十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（年次有給休暇） 第三十九条（略） ）（略） 使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇の期間については、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払わなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条第一項に定める標準報酬日額に相当する金額を支払う旨を定めたときは、これによらなければならない。 （略）</p>	<p>（年次有給休暇） 第三十九条（略） ）（略） 使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇の期間については、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払わなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条に定める標準報酬日額に相当する金額を支払う旨を定めたときは、これによらなければならない。 （略）</p>

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十二年法律第四百十二号）  
 （附則第五十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第百六十九条第二項の規定により保険料を納付するとき。</u></p> <p>五 七（略）</p> <p>2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、農産物検査法の一部を改正する法律附則第三条第五項に規定する農産物検査印紙、道路運送車両法<u>第二百二条第二項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第百六十九条第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙並びに民法施行法、不動産登記法、<u>抵当証券法、商業登記法、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律に規定する登記印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。</u></u></p>	<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第七十九条ノ五第一項の規定により保険料を納付するとき。</u></p> <p>五 七（略）</p> <p>2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、農産物検査法の一部を改正する法律附則第三条第五項に規定する農産物検査印紙、道路運送車両法<u>第二百二条第二項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第七十九条ノ五第二項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙並びに民法施行法、不動産登記法、<u>抵当証券法、商業登記法、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律に規定する登記印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。</u></u></p>

医療法（昭和二十二年法律第二百五号）

（附則第五十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この項において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院の病床（当該申請に係る病床が療養病床等である場合は、診療所の療養病床を含む。）の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によってこれを超えることになる</p>	<p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この項において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院の病床（当該申請に係る病床が療養病床等である場合は、診療所の療養病床を含む。）の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によってこれを超えることになる</p>

と認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇七 (略)

八 国の委託を受けて健康保険法第百五十条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の施設として病院を開設する者

二〇六 (略)

第七十三条 次各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第六十九条第一項若しくは第四項、第七十条第五項又は第七十一条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

二〇三 (略)

と認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇七 (略)

八 国の委託を受けて健康保険法第二十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の施設として病院を開設する者

二〇六 (略)

第七十三条 次各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第六十九条第一項若しくは第五項、第七十条第五項又は第七十一条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

二〇三 (略)

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）  
 （附則第五十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外）                      第七条 この法律は、左の各号に掲げるものについては適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第百八十一条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二条第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十七条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十七条第一項及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する延滞金</u></p> <p>三六（略）</p>	<p>（適用除外）                      第七条 この法律は、左の各号に掲げるものについては適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第<u>十一</u>条第四項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二条第三項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十七条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十七条第一項及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する延滞金</u></p> <p>三六（略）</p>

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）  
 （附則第五十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（通院医療）</p> <p>第三十二条 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局であつて政令で定めるもの（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関し次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。次条において「医療機関等」という。）で病院又は診療所へ入院しないで行われる精神障害の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。</p> <p>277（略）</p>	<p>（通院医療）</p> <p>第三十二条 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法第四十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局であつて政令で定めるもの（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関し次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。次条において「医療機関等」という。）で病院又は診療所へ入院しないで行われる精神障害の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。</p> <p>277（略）</p>

社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）  
（附則第六十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十三条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方社会保険事務局に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第十九条 健康保険法第八十九条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項及び国民年金</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十三条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方社会保険事務局に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管轄審査官）</p> <p>第三条 健康保険法第八十条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項又は国民年金法第一百一条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第十九条 健康保険法第八十条、船員保険法第六十三条、厚生年金保険法第九十条、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項及び国民年金法第</p>

法第一百一条の規定による再審査請求並びに健康保険法第九十条、船員保険法第六十四条、厚生年金保険法第九十一条（同法第六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）及び石炭鉱業年金基金法第三十二条第二項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（再審査請求期間等）

第三十二条 健康保険法第八十九条第一項、船員保険法第六十三条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十二条第一項又は国民年金法第一条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

2 健康保険法第九十条、船員保険法第六十四条、厚生年金保険法第九十一条又は石炭鉱業年金基金法第三十二条第二項の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

3・4 （略）

5 第一項の再審査請求及び第二項の審査請求においては、原処分をした保険者（健康保険法第八十条第四項、船員保険法第十二条ノ二第一項及び厚生年金保険法第八十六条第五項（同法第四十一条第一項及び第六十四条第二項並びに石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに国民年金法第九十六条第四項の規定による請求を受けて処分をした者を含む。以下同じ。）をもつて相手方とする。

百一条の規定による再審査請求並びに健康保険法第八十一条、船員保険法第六十四条、厚生年金保険法第九十一条（同法第六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）及び石炭鉱業年金基金法第三十二条第二項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（再審査請求期間等）

第三十二条 健康保険法第八十条第一項、船員保険法第六十三条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十二条第一項又は国民年金法第一条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

2 健康保険法第八十一条、船員保険法第六十四条、厚生年金保険法第九十一条又は石炭鉱業年金基金法第三十二条第二項の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

3・4 （略）

5 第一項の再審査請求及び第二項の審査請求においては、原処分をした保険者（健康保険法第十一条ノ二第一項、船員保険法第十二条ノ二第一項及び厚生年金保険法第八十六条第五項（同法第四十一条第一項及び第六十四条第二項並びに石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに国民年金法第九十六条第四項の規定による請求を受けて処分をした者を含む。以下同じ。）をもつて相手方とする。

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（附則第六十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険料等の督促及び滞納処分） 第八十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第八十条</u>の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。</p> <p>4～6（略） （資料の提供）</p> <p>第一百条の二 社会保険庁長官は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、<u>官公署</u>に対し、<u>法人の事業所の名称</u>、<u>所在地</u>その他必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>2 社会保険庁長官は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する他の被用者年金各法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六条第四項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、国民年金法第三条第二項に規定する共济組合等又は第四十六条第四項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。</p>	<p>（保険料等の督促及び滞納処分） 第八十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第十一条</u>の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。</p> <p>4～6（略） （資料の提供）</p> <p>第一百条の二 社会保険庁長官は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する他の被用者年金各法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六条第四項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、国民年金法第三条第二項に規定する共济組合等又は第四十六条第四項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。</p>

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）

（附則第六十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公害医療機関）</p> <p>第二十条 療養の給付を取り扱う者（以下「公害医療機関」という。）は、次に掲げるもの（都道府県知事に対し公害医療機関とならない旨を申し出たものを除く。）とする。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関及び保険薬局</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（公害医療機関）</p> <p>第二十条 療養の給付を取り扱う者（以下「公害医療機関」という。）は、次に掲げるもの（都道府県知事に対し公害医療機関とならない旨を申し出たものを除く。）とする。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関及び保険薬局</p> <p>二・三（略）</p>

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（附則第六十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（傷病手当） 第三十七条（略） 2～7（略）</p> <p>8 第一項の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第九十九条</u>の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）<u>第七十六条</u>の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付又は休業給付その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行われるもののうち政令で定めるものの支給を受けることができる場合には、傷病手当は、支給しない。</p> <p>9（略）</p>	<p>（傷病手当） 第三十七条（略） 2～7（略）</p> <p>8 第一項の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第四十五条</u>の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）<u>第七十六条</u>の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付又は休業給付その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行われるもののうち政令で定めるものの支給を受けることができる場合には、傷病手当は、支給しない。</p> <p>9（略）</p>

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）  
 （附則第六十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）                  第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け                  ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第二百八条</u>若しくは第<u>二 百十四条</u>、<u>船員保険法</u>（昭和十四年法律第七十三号）<u>第六十八条</u>若                  しくは<u>第七十条</u>、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十                  号）<u>第五十一条</u>前段若しくは<u>第五十四条</u>第一項（同法第五十一条前                  段の規定に係る部分に限る。）、<u>厚生年金保険法</u>（昭和二十九年法                  律<u>第一百五号</u>）<u>第二百一条</u>第一項、<u>第四百条</u>（同法<u>第二百一条</u>第一項の                  規定に係る部分に限る。）、<u>第八十二条</u>第一項若しくは<u>第二項</u>若                  しくは<u>第八十四条</u>（同法<u>第八十二条</u>第一項若しくは<u>第二項</u>の規                  定に係る部分に限る。）、<u>労働保険の保険料の徴収等に関する法律</u>                  （昭和四十四年法律<u>第八十四号</u>）<u>第四十六条</u>前段若しくは<u>第四十八                  条</u>第一項（同法<u>第四十六条</u>前段の規定に係る部分に限る。）、又は雇                  用保険法（昭和四十九年法律<u>第十六号</u>）<u>第八十三条</u>若しくは<u>第八                  十六条</u>（同法<u>第八十三条</u>の規定に係る部分に限る。）、の規定により                  罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが                  なくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三六（略）</p>	<p>（許可の欠格事由）                  第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け                  ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第八十七条</u>若しくは<u>第九                  十一条</u>、<u>船員保険法</u>（昭和十四年法律第七十三号）<u>第六十八条</u>若し                  くは<u>第七十条</u>、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号                  ）<u>第五十一条</u>前段若しくは<u>第五十四条</u>第一項（同法第五十一条前段                  の規定に係る部分に限る。）、<u>厚生年金保険法</u>（昭和二十九年法律  <u>第一百五号</u>）<u>第二百一条</u>第一項、<u>第四百条</u>（同法<u>第二百一条</u>第一項の規                  定に係る部分に限る。）、<u>第八十二条</u>第一項若しくは<u>第二項</u>若し                  くは<u>第八十四条</u>（同法<u>第八十二条</u>第一項若しくは<u>第二項</u>の規                  定に係る部分に限る。）、<u>労働保険の保険料の徴収等に関する法律</u>                  （昭和四十四年法律<u>第八十四号</u>）<u>第四十六条</u>前段若しくは<u>第四十八                  条</u>第一項（同法<u>第四十六条</u>前段の規定に係る部分に限る。）、又は雇                  用保険法（昭和四十九年法律<u>第十六号</u>）<u>第八十三条</u>若しくは<u>第八                  十六条</u>（同法<u>第八十三条</u>の規定に係る部分に限る。）、の規定により罰                  金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな                  くなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三六（略）</p>

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 (略)

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

三 (略)

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 (略)

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第二十一条ノ二第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

三 (略)

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

（附則第六十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第二百八条</u>若しくは<u>第二百十四条</u>、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第六十八条</u>若しくは<u>第七十条</u>、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）<u>第五十一条</u>前段若しくは<u>第五十四条</u>第一項（同法第五十一条前段に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）<u>第二百一条</u>第一項、<u>第一百四十四条</u>（同法<u>第二百一条</u>に係る部分に限る。）、<u>第八十二条</u>第一項若しくは<u>第二項</u>若しくは<u>第八十四条</u>（同法<u>第八十二条</u>第一項若しくは<u>第二項</u>に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律<u>第八十四号</u>）<u>第四十六条</u>前段若しくは<u>第四十八条</u>第一項（同法<u>第四十六条</u>前段に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律<u>第十六号</u>）<u>第八十三条</u>若しくは<u>第八十六条</u>（同法<u>第八十三条</u>に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三六（略）</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第八十七条</u>若しくは<u>第九十一条</u>、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）<u>第六十八条</u>若しくは<u>第七十条</u>、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）<u>第五十一条</u>前段若しくは<u>第五十四条</u>第一項（同法第五十一条前段に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）<u>第二百一条</u>第一項、<u>第一百四十四条</u>（同法<u>第二百一条</u>に係る部分に限る。）、<u>第八十二条</u>第一項若しくは<u>第二項</u>若しくは<u>第八十四条</u>（同法<u>第八十二条</u>第一項若しくは<u>第二項</u>に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律<u>第八十四号</u>）<u>第四十六条</u>前段若しくは<u>第四十八条</u>第一項（同法<u>第四十六条</u>前段に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律<u>第十六号</u>）<u>第八十三条</u>若しくは<u>第八十六条</u>（同法<u>第八十三条</u>に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三六（略）</p>

国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）  
（附則第六十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （健康保険法の特例）</p> <p>16 国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し健康保険の被保険者の資格を喪失した者は、当該任期満限等の日の翌日において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第三条第四項の申出をしたものとみなす。ただし、当該任期満限等の日の翌日から起算して七日を経過する日までの間に、同項に規定する任意継続被保険者とならない旨の申出をした者については、この限りでない。</u></p> <p>17 衆議院又は参議院は、健康保険法第六十一条第一項ただし書（同法附則第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前項の規定により同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者となつた者が、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となり、かつ、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段（新法第十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により当該任期満限等の日の翌日以降も引き続き在職したものとみなされることとなつたときは、その者に係る当該任期満限等の日の属する月分の健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者に関する保険料額（同法附則第七条第四項に規定する調整保険料額を含む。）の二分の一を負担</p>	<p>附則 （健康保険法の特例）</p> <p>16 国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し健康保険の被保険者の資格を喪失した者は、当該任期満限等の日の翌日において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第二十条第一項の規定による申請をしたものとみなす。ただし、当該任期満限等の日の翌日から起算して七日を経過する日までの間に、同条の規定による被保険者とならない旨の申出をした者については、この限りでない。</u></p> <p>17 衆議院又は参議院は、健康保険法第七十二条ただし書（同法附則第八条第七項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前項の規定により同法第二十条の規定による被保険者となつた者が、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となり、かつ、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段（新法第十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により当該任期満限等の日の翌日以降も引き続き在職したものとみなされることとなつたときは、その者に係る当該任期満限等の日の属する月分の健康保険法第二十条の規定による被保険者に関する保険料額（同法附則第八条第四項に規定する調整保険料額を含む。）の二分の一を負担する。</p>

No.

国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）  
 （附則第六十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>17 衆議院又は参議院は、健康保険法第六十一条第一項ただし書（同法附則第二条第七項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前項の規定により同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者となった者が、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となり、かつ、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段（新法第十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により当該任期満限等の日の翌日以降も引き続き在職したものとみなされることとなったときは、その者に係る当該任期満限等の日の属する月分の健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者に関する保険料額（同法附則第二条第四項に規定する調整保険料額を含む。）の二分の一を負担する。</p>	<p>附則</p> <p>17 衆議院又は参議院は、健康保険法第六十一条第一項ただし書（同法附則第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前項の規定により同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者となった者が、当該任期満限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となり、かつ、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段（新法第十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により当該任期満限等の日の翌日以降も引き続き在職したものとみなされることとなったときは、その者に係る当該任期満限等の日の属する月分の健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者に関する保険料額（同法附則第七条第四項に規定する調整保険料額を含む。）の二分の一を負担する。</p>

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（附則第六十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第七条（略）</p> <p>25（略）</p> <p>26 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>二五（略）</p> <p>六 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。</p> <p>七 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。</p> <p>（指定居宅サービス事業者の特例）</p>	<p>（定義）</p> <p>第七条（略）</p> <p>25（略）</p> <p>26 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>二五（略）</p> <p>六 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。</p> <p>七 健康保険法第六十九条の九の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第六十九条の八の規定による承認を受けて同法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第六十九条の九第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。</p> <p>（指定居宅サービス事業者の特例）</p>

第七十一条 病院、診療所又は薬局について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定があつたとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があつたものとみなされたときを含む。）又は同法第八十六条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認があつたときは、その指定又は承認の時に、当該病院、診療所又は薬局の開設者について、当該病院、診療所又は薬局により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院、診療所又は薬局の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第八十六条第十三項において準用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあつたときは、その効力を失う。

第七十一条 病院、診療所又は薬局について、健康保険法第四十三条第三項第一号の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定があつたとき（同法第十項の規定により同条第一項の指定があつたものとみなされたときを含む。）又は同法第四十四条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認があつたときは、その指定又は承認の時に、当該病院、診療所又は薬局の開設者について、当該病院、診療所又は薬局により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院、診療所又は薬局の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、健康保険法第四十三条第十二の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第四十四条第十二項において準用する同法第四十三条第十二の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあつたときは、その効力を失う。

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（附則第六十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定居宅サービス事業者の特例） 第七十一条（略）</p> <p>2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあつたときは、その効力を失う。</p> <p>（連合会に対する監督）</p> <p>第九十八条 連合会について国民健康保険法第六十六条及び第九十八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条に規定する介護保険事業関係業務を含む。）」とする。</p>	<p>（指定居宅サービス事業者の特例） 第七十一条（略）</p> <p>2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第八十六条第十三項において準用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあつたときは、その効力を失う。</p> <p>（連合会に対する監督）</p> <p>第九十八条 連合会について国民健康保険法第九十八条及び第九十九条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条に規定する介護保険事業関係業務を含む。）」とする。</p>

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）

（附則第七十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三十一条 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する健康保険法第九十八条第一項、第一百五十二条、第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十六条第一項の規定の適用については、同法第九十八条第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費に係る療養若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（第二百五条第二項、第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十六条第一項において「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費」と、同法第一百五十二条第二項中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給」と、同法第二百二十九条第二項第二号中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給」と、同法第三百三十六条第一項中「死亡が療養の給付」とあるのは「死亡が療養の給付（旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を含む。）とする。」</p>	<p>附則</p> <p>第三十一条 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する第二十九条の規定による改正後の健康保険法第五十五条第一項、第五十六条第二項、第六十九条の十二第二項第二号及び第六十九条の十六第一項の規定の適用については、同法第五十五条第一項中「老人訪問看護療養費二係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費二係ル指定居宅サービス」とあるのは「老人訪問看護療養費二係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費二係ル指定居宅サービス」と、同法第五十六条第二項中「老人訪問看護療養費ノ支給」とあるのは「老人訪問看護療養費ノ支給若ハ旧老健法ノ規定ニ依リ行</p>

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する国家公務員共済組合法第五十九条第一項及び第二項、第六十四条第三項並びに第八十七条の五第一項の規定の適用については、同法第五十九条第一項中「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、同条第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第六十四条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合（介護保険法施行法第四十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第五十九条第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問

ハルル老人保健施設療養費ノ支給」と、同法第六十九条の十二第二項第二号中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給」と、同法第六十九条の十六第一項中「死亡が療養の給付」とあるのは「死亡が療養の給付（旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を含む。）」とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九条第一項及び第二項、第六十四条第三項並びに第八十七条の五第一項の規定の適用については、同法第五十九条第一項中「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、同条第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第六十四条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合（介護保険法施行法第四十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第五十九条第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養

看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第八十七条の五第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する地方公務員等共済組合法第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第三項、第九十六条第一項並びに同法第四百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六条第一項の規定の適用については、同法第六十一条第一項中「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、」とあるのは「若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、」と、同条第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第六十六条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合（介護保険法施行法第四十五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十一条第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第九十六条第一項及び同法第四百四十四条の三第二項の規定によ

費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第八十七条の五第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第三項、第九十六条第一項並びに同法第四百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六条第一項の規定の適用については、同法第六十一条第一項中「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、」と、「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、」とあるのは「若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、」と、同条第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第六十六条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合（介護保険法施行法第四十五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十一条第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第九十六条第一項及び同法第四百十

り読み替えられた同法第九十六条第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六条第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）

（附則第七十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

附 則

附 則

第三十一条 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する健康保険法第二百二十九条第二項第一号及び第三百三十六条第一項の規定の適用については、同号中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは、「老人訪問看護療養費の支給若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（第三百三十六条第一項において「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費の支給」と、同法第三百三十六条第一項中「死亡が療養の給付」とあるのは「死亡が療養の給付（旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を含む。）とする。」とする。

第三十一条 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する健康保険法第九十八条第一項、第二百五条第二項、第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十六条第一項の規定の適用については、同法第九十八条第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費に係る療養若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（第二百五条第二項、第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十六条第一項において「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費」と、同法第二百五条第二項中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定により行われる老人保健施設療養費の支給」と、同法第二百二十九条第二項第二号中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給」と、同法第三百三十六条第一項中「死亡が療養の給付」とあるのは「死亡が療養の給付（旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を含む。）とする。」とする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する国家公務員共済組合法第五十九条

第四十三条 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する国家公務員共済組合法第五十九条

第一項及び第二項並びに第八十七条の五第一項の規定の適用については、同法第五十九条第一項中「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、同条第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第八十七条の五第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する地方公務員等共済組合法第六十一条第一項及び第二項、第九十六条第一項並びに同法第四百四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六条第一項の規定の適

第一項及び第二項、第六十四条第三項並びに第八十七条の五第一項の規定の適用については、同法第五十九条第一項中「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、同条第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第六十四条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合（介護保険法施行法第四十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第五十九条第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第八十七条の五第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する地方公務員等共済組合法第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第三項、第九十六条第一項並びに同法第四百四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六

用については、同法第六十一条第一項中「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは、「若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、同条第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第九十六条第一項及び同法第四百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六条第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

条第一項の規定の適用については、同法第六十一条第一項中「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、同条第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第六十六条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合（介護保険法施行法第四十五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十一条第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第九十六条第一項及び同法第四百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六条第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

（附則第七十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第九条第一項又は船員保険法附則第二十三項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第九条第二項又は船員保険法附則第二十四項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第九条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第二十三項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>	<p>（政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第十条第一項又は船員保険法附則第二十三項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第十条第二項又は船員保険法附則第二十四項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第十条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第二十三項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>

租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

（附則第七十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第二十三項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第二項又は船員保険法附則第二十四項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第二十三項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>	<p>（政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第九条第一項又は船員保険法附則第二十三項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第九条第二項又は船員保険法附則第二十四項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第九条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第二十三項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>

国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）

（附則第七十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給与の差押禁止）</p> <p>第七十六条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第百六十七条</u>第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額</p> <p>四・五（略）</p> <p>2）5（略）</p>	<p>（給与の差押禁止）</p> <p>第七十六条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）<u>第七十七条</u>第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額</p> <p>四・五（略）</p> <p>2）5（略）</p>

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）  
（附則第七十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）							
名称	根拠法	非課税の登記等	備考	名称	根拠法	非課税の登記等	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四 健康保 険組合及 び健康保 険組合連 合会	健康保 険法 （大正十 一 年法律第 七 十号）	一 事務所用建物の所 有権の取得登記又は 当該建物の敷地の用 に供する土地の権利 の取得登記 二 健康保 険法第百 五 十 条第一項及び第二 項（保健事業及び福 祉事業）（同法第百 八 十 八 条（準用）に おいて準用する場合 を含む。）の事業の 用に供する建物の所 有権の取得登記又は	第三欄の第 一 号又は第 二 号の登記 に該当する ものである ことを証す る財務省令 で定める書 類の添付が あるものに 限る。	四 健康保 険組合及 び健康保 険組合連 合会	健康保 険法 （大正十 一 年法律第 七 十号）	一 事務所用建物の所 有権の取得登記又は 当該建物の敷地の用 に供する土地の権利 の取得登記 二 健康保 険法第二十 三 条各項（保健福祉 事業）（同法第四 十 二 条ノ三第五項（準 用規定）において準 用する場合を含む。） の事業の用に供す る建物の所有権の取 得登記又は当該事業	

(略)	(略)	(略)	(略)	当該事業の用に供する土地の権利の取得登記
(略)	(略)	(略)	(略)	の用に供する土地の権利の取得登記

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（附則第七十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）			
法律	（略）	法律	（略）
事務	（略）	事務	（略）
<p>国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）</p>	<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務（第七十五条、第七十五条の二及び第七章の規定により処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るものを除く。）</p>	<p>国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）</p>	<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務（第七十五条の規定により処理することとされている事務並びに第七章及び第十章の規定により処理することとされている事務のうち連合会に係るものを除く。）</p>
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）</p>	<p>一 第二十五条第一項及び第七項、第二十五条の二、第二十八条第二項及び第三項、第三十一条の二第一項及び第五項、第三十一条の三第一項及び第四項</p>	<p>老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）</p>	<p>一 第二十五条第一項及び第七項、第二十五条の二、第二十八条第十一項及び第十二項、第三十一条の二第一項及び第五項、第三十一条の三第一項及び第</p>

並びに第三十二条第一項及び第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十三条（これらの規定を第四十六条の五の八、第四十六条の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。）、第四十六条の五の二第一項及び第七項、第四十六条の六、第四十六条の八第一項、第六十三条第一項、第七十九条の二並びに第七十九条の三の規定により市町村が処理することとされている事務

二 第二十五条第三項第二号、第二十七条第一項及び第二項、第三十一条第一項及び第五項（第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項（第四十六条の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。）及び第二項、第四十六条の五の五、第四十六条の五の六第一項及び第三項、第六十条第四項、第七十九条第一項及び第三項並びに第七十九条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

四項並びに第三十二条第一項及び第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十三条（これらの規定を第四十六条の五の八、第四十六条の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。）、第四十六条の五の二第一項及び第七項、第四十六条の六、第四十六条の八第一項、第六十三条第一項並びに第七十九条の二の規定により市町村が処理することとされている事務

二 第二十五条第三項第二号、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第五項及び第九項、第三十一条第一項及び第五項（第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項（第四十六条の七及び第四十六条の九において準用する場合を含む。）及び第二項、第四十六条の五の五、第四十六条の五の六第一項及び第三項、第六十条第四項、第七十六条第一項及び第三項並びに第七十九条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(略)

(略)

(略)

(略)

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）

（附則第七十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国民健康保険の療養の給付等に要する経費に係る特例）</p> <p><u>第三十七条</u> 平成十五年度から平成十七年度までの間に限り、<u>第十一</u>条の二ただし書の規定の適用については、<u>同条</u>ただし書中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの並びに高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」とする。</p>	

社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）  
（附則第七十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に依りて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項</p> <p>二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項</p> <p>三 健康保険法第六十三条第二項の規定による定め、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九条ノ四第十項の規定による命令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に依りて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九第二項の規定による定め、同法第四十三条ノ十七第二項の規定による基準、同法第四十四条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項</p> <p>二 健康保険法第四十四条ノ四第四項の規定による定めに関する事項</p> <p>三 健康保険法第四十三条第二項の規定による定め、同法第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令、同法第四十四条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める命令、同法第四十四条ノ八第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定による命令、同法第二十九条ノ四第十項の規定による命令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項</p>

2  
(略)

2  
(略)